

平成 30 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 5 号）

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	渋 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 藤 谷 博 之 班 長 兼 副 主 幹 須 田 益 巳
副 主 幹 阿 部 千 春

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 春
企 画 調 整 部 長	佐 藤 次 博	市 民 福 祉 部 長	阿 部 聖 子
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長 (地方創生政策監)	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 隆	ガ ス 水 道 局 長	小 松 幸 一
消 防 長 ・ 消 防 署 長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	防 災 課 長	加 藤 十 二
総 合 政 策 課 長	佐々木 俊 哉	ま ち づ くり 推 進 課 長	佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	池 田 智 成
会 計 課 長	渋 谷 憲 夫	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 田 徹
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	文 化 財 保 護 課 長	齋 藤 一 樹
代 表 監 査 委 員	須 藤 金 悦		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

平成30年9月20日（木曜日）午前10時開議

- 第1 議案第61号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）
- 第2 議案第64号 にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第65号 平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第4 議案第66号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第5 議案第67号 平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第6 議案第68号 平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第69号 平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第70号 平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第71号 平成29年度にかほ市ガス事業会計決算認定について
- 第10 議案第72号 平成29年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第11 議案第73号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について
- 第12 議案第74号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第13 議案第75号 平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第14 議案第76号 平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第77号 平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第78号 平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第79号 平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第18 陳情第8号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書
- 第19 陳情第9号 象潟川に沿った市道前川線の防護柵を砂田まで延長設置を求める陳情書
- 第20 陳情第10号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書
- 第21 陳情第11号 陳情 食料の安全・安心をはかるために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です
- 第22 議提第10号 臓器移植の環境整備を求める意見書
- 第23 議員派遣の件
- 第24 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達していますので、会議は成立しています。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、本日は須藤代表監査委員の出席をいただいております。

日程に入る前に、市長より台風21号の被害状況について報告の発言を求められておりますので、これを許します。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、台風21号の被害状況について。

今月5日の議会開会前に、台風21号への対応状況について議員各位に御報告をさせていただいておりましたけれども、その後の被害状況について、昨日19日現在での内容を御報告させていただきたいと思っております。

まず、9月4日夜に非常に強い勢力のまま本市に接近した台風21号は、最大瞬間風速35.9メートルを記録する風台風となりました。被害発生件数では、特に象潟地区が多かったようですが、市内広範囲において、倒木や屋根、外壁の剥がれなどの被害に見舞われました。

被害内容としましては、倒木や枝折れなどが道路をふさぎ、通行が不可能な箇所や通行の支障となった箇所、または住家の庭や壁への倒木などが合わせて44件——象潟地区が30件、金浦6件、仁賀保8件でありましたが、翌5日には通行どめの道路関係の障害は全て解消されております。なお、ほかに倒木による住家屋根損壊が1件、象潟地区で発生しております。また、トタン屋根や瓦屋根破損、外壁の剥がれなど、一般住家・非住家を含め63件となっております。象潟地区が45件の金浦6件、仁賀保12件であります。そのうち28件については、市営住宅や排水場など公共施設関連でありました。さらに、小屋などの非住家損壊が5件となります。象潟4件、仁賀保1件です。電線の断線破損が3件、象潟1件、金浦2件などが現在把握されている被害状況であります。

なお、被害額については、いまだ把握はできておりませんので、件数のみの報告とさせていただきます。

また、農業被害については、園芸栽培用や水稲用ビニールハウスの全壊1件の1棟、ビニールのみの半損が14件の23棟の被害で、地区別では象潟地区が6件の6棟、金浦地区が3件の7棟、仁賀保地区

が6件で11棟となっております。被害総面積にしまして5,969.7平方メートル、被害総額については355万2,000円となっております。

以上が台風21号に伴う現在までに把握している被害状況でございます。

●議長（佐藤元君）　これから一般会計決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前10時04分 休 憩

.....

一般会計決算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	須田益巳
副主幹	阿部千春		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一

消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	佐々木 善 博
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	防 災 課 長	加 藤 十 二
総 合 政 策 課 長	佐々木 俊 哉	まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	池 田 智 成
会 計 課 長	渋谷 憲 夫	選挙管理委員会事務局長	須 田 徹
教 育 総 務 課 長	池 田 昭 一	文化財保護課長	齋 藤 一 樹
代 表 監 査 委 員	須 藤 金 悦		

.....

午前10時05分 開 議

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計決算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） それでは、平成30年9月7日に付託になりました下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、総務部、企画調整部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項についてであります。

全員の賛成で認定と決しております。

その審査の内容について若干御報告申し上げます。

初めに、総務部総務課関係です。

質問です。市長交際費80万円程度というのはすごく少なく思って、もっと使っているのではないかと考えています。何に使っているのか、なぜこんなに少ないのかを含めて説明を求めます。

答弁です。市長交際費の位置づけは、行政執行のために必要な外部との交際上要する経費となっておりますが、実際の支出の実績については、説明資料にありますとおり、市長の特別職等が各種会議等に出席する際の支出等が主な内容となっております。

なお、交際費の執行につきましては、財務規則に基づく予算の執行方針が職員に周知されておりますが、その中に交際費の支出基準も示されており、それに基づいた執行ということになります。

質問です。財産収入の中の土地建物収入が2,600万、それから土地売払収入が5,000万となっておりますが、この賃貸先や売払先の法人を具体的に教えてもらえますか。

答弁です。賃貸先については、金浦字花湯、マックスバリュで店舗の敷地。前川字菱湯がたつみ企画で金浦温泉の敷地。平沢字清水尻がTDKで独身寮の敷地。象湯町字蒲谷地が積進工業での工

業の敷地。伊勢居地字グミの木森がジェイウインドにかほで風力発電施設の工事用地。平沢字清水が北都銀行の敷地です。売払先については、黒川字平森ほかはYMKで隣接地の取得。平沢字前川、TDKで南サイトの敷地になりますが、貸していた土地を要望により売払いしております。飛字竹島潟ほかはオイルシールの敷地。象潟町字狐森が有限会社KECで隣接地の取得と売払いとなります。

税務課関係です。

質問です。どのような基準で不納欠損処分を行っていますか。

答弁です。不納欠損処分を行うことのできる基準は法令等で定まっております、主なものとしては、地方税法第15条の7に規定の滞納処分の執行停止が3年経過した場合や、地方税法第18条第1項に規定されている5年間の時効完成による徴収権の消滅があります。このほかにも倒産や相続放棄などで納付人がいない場合などについて、即時に不納欠損処分を行います。

質問です。標準宅地下落修正委託に関する質問ですが、県が行う地価調査と市が委託した業者が行う地価調査において価格に差異がある場合、どちらの数字に合わせて修正するのですか。

答弁です。標準宅地下落修正委託においては、にかほ市の全標準宅地178地点中10地点は県が行う地価調査と重複しています。この10地点の地価について、市と県の地価調査の価格に差異がある場合は、県の価格で修正します。

次に、防災課関係です。

質問です。使用料及び賃借料で東日本大震災避難所入浴施設等使用料とありますが、避難者は何人ですか。

答弁です。避難者数については、一番多い時期で平成23年の4月時点で34世帯99人おりました。平成30年7月現在です。9世帯21名となっております。

質問です。自主防災組織の補助金は具体的にどのように使われているか把握されていますか。

答弁です。50戸以下の自主防災組織については、2万円定額です。協議会としては、各自自主防災組織数掛ける3,000円の運営費28万5,000円の用途としては、県防災組合への視察、消防資機材とは違う防災用の備品購入に使われております。各組織の2万円の用途については、全ては把握しておりません。

質問です。運航負担金の解釈として、にかほ市が何かしらの運航を要請したときに発生した金額になるのでしょうか。

答弁です。これは防災用ヘリの運用で、全県各市町村に割り当てられた金額で毎年定額でございます。

次に、企画調整部関係です。

総合政策課です。

質問です。普通交付税について、基準財政需要額のここ二、三年の増減幅はどうなっておりますか。

答弁です。平成27年度から若干増加しております。平成26年度が68億6,100万に対し、平成27年度は72億1,000万、平成28年度は75億7,000万、平成29年度は76億となっております。平成30年度は77

億程度となります。

次に、まちづくり推進課関係でございます。

ふるさと納税についての質問です。

質問です。ふるさと納税された2,380万のうち、返礼品945万円との差額が利益で、納税者からいただいた額ということで一般財源に入るのですか。

答弁です。基金として積み立てています。納税者がある程度の使い道を指定していますので、その使い道に合った事業が行われるときに基金から取り崩しに充当しています。

質問です。ふるさと納税が始まってから結構経過していますが、前年積み立てた額はどのぐらいになっていますか。

答弁です。平成29年度末の基金の残高は7,645万です。

質問です。ふるさと納税の単年度収支で考えると、手元に残るのは幾らですか。

答弁です。ふるさと納税分として2,380万円入っていますが、返礼品及び運営サイト管理手数料や送料などの支出合計が1,230万円となり、差し引き1,149万となります。51.7%が関連経費です。

次に、会計課です。

質問です。国債の運用には当然リスクもありますが、指導していただくプランナーなどの助言はなかったのですか。

答弁です。最初に国債を平成26年に購入して今年の1月に売却しまして、今年の2月には広島県及び名古屋の高速道路債を購入しておりますので、この有価証券の安全性の確保についてお答えしますと、今持っている広島・名古屋高速道路債は、広島県と広島市、愛知県と名古屋市、折半補償がついている債券でございます。道路公社が発行する債券は自治体の債務補償が付されているということで、実質的な信用力は地方債、例えば秋田県債と同等であります。当然、リスク要件としては母体となる自治体の財政悪化が考えられますが、広島県・愛知県の悪化はないと考え、購入しております。

質問です。国債の場合は投資信託よりリスクは少ないと思いますが、この国債は元本が最低限補償されているものなのですか。

答弁です。平成26年3月に買ったときは単価100円で買まして、今年の1月に売ったときには103.885円で売って3,885万円の売却益を上げております。この国債を買ったときから単価の変動は証券会社より情報をいただいておりますし、国債の場合、途中で単価の変動はありますが、満期には100円で償還されることになっております。

次に、消防本部関係です。

質問です。保守点検についてですが、購入した業者が点検を行っているのですか、それとも違う業者ですか。金額は見積もりをとって、変わることはありませんか。

答弁です。通信指令課の委託料については、設置した段階でデジタル無線は0.5%、指令センターは2%で契約しております。

質問です。消防団員の報酬についてお伺いします。団員271名に対しての2万1,400円とは、任務の報酬ですか。

答弁です。そのとおりです。団員1人に対し2万1,400円です。

質問です。秋田県の消防団は全て統一しているのか、それともそのまちそのまちで違うのでしょうか。

答弁です。県内まちまちで、消防団事務をしている団体、市町村で全て違っております。県内の消防団の報酬額を見ますと平均して中間くらいなので、この金額が妥当ではないかと思っております。

質問です。歳入で平沢消防団車庫改築工事負担金224万2,000円とありますが、歳出で平沢消防団の車庫1,230万1,200円とあります。消防団の建物を工事改修・改善する場合、担当の消防団から負担金をいただいているのですか。

答弁です。そうではなく、平沢消防団の車庫は2階建てでありまして、2階は自治会のものでした。その解体費を自治会でもっていただいたということです。

次に、選挙管理委員会関係です。

質問です。選挙管理委員会の委員というのは、委員長を含め数人いるわけですが、この選出方法はどういう形で行われていますか。

答弁です。事務報告書に記載してありますとおり、選挙管理委員会委員が4名、補充員と呼ばれる方が4名おります。任期は4年でございますが、現在の任期は平成29年12月25日から平成33年12月24日までです。選出方法につきましては、議会の選挙によるものでございます。任期近くになると選挙管理委員会から議会に選挙をお願いしております。

質問です。投票所が少なくなり、投票所へ行く臨時バスを運行していますが、実際乗車率が低い結果になっているようですが、前年度の実績は記載されていますか。

答弁です。臨時バスの乗車実績については、事務報告書には記載しておりませんが、上浜地区、具体的に言いますと大須郷地区ですが、定期的に乗用される方がいらっしゃいます。4台臨時バスを運行しておりますが、選挙によって違いはあるのですが、1人から3人程度の乗車人数です。我々も非常に少なく思っております。当然、投票所の見直しの中で臨時バスの運行のあり方についても検討しております。

質問です。期日前投票所を他の市町村のように商業施設等に設置することを今後検討するということがありますか。

答弁です。現在3カ所の期日前投票所を設置しております。その場所を決める際に、18歳選挙もございましたので、学校、仁賀保高校への設置等についても検討させていただいております。まず仁賀保高校についてですが、対象となる生徒の人数が少ないことや、学校に不得定多数の方が入るのは防犯上好ましくないことから、学校からお断りされております。また、マックスバリュやビフレ等の市内商業施設については、期日前投票所の投票スペースを確保できないと回答いただいております。

以上で報告を終わります。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） 去る9月7日付託の下記事件につき、審査を終了したので報告いたします。

議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、市民福祉部、教育委員会に関する事項についての審査でありました。

審査の結果は、認定です。賛成多数で認定といたしております。

教育委員会の事項についてですけれども、象潟小学校の大規模改修について、小委員会から意見書が付されておりますので、後ほど朗読いたします。

審査の内容を御報告いたします。

教育総務課についてです。

象潟小学校大規模改修工事について。

質問です。国の事業フォローアップ調査が平成28年10月12日、実施設計の契約が同28日となっている。この期間に保護者等の要望を反映できなかった背景はという質問です。

答弁です。平成28年6月1日に予備調査業務を発注し、概算設計書を作成している。同14日に概算設計書をもとに事業計画書を文科省に提出。当初は平成29年の工事要望としての計画だったが、文科省から前倒しの実施依頼や、平成29年度予算では交付決定が最短でも7月となり、そこから工事発注すると年度末までの工事完了が困難となることから、平成28年度予算の繰越としたい旨を県に伝えました。事業計画書の段階では、学校との簡易な協議となり、保護者の要望の聞き取りは行っていなかった。そのため、実施計画が完了し工事が始まってから要望が多数出ました。

質問です。予算ありき、予算の外枠に合わせた形で当初の計画を組んだのか。

答弁です。最初は予算獲得ということに頭がいていた。細部については実施設計を組む段階で行えばいいのではないかと考えていた。

質問です。統合が決まるかどうかの段階、時間のない中で、設計管理業者、工事事業者と2週間に1回打ち合わせを行ったということだが、この事業は幾度となくやっているはず。補助要綱に該当しないという話が一度も出なかったというのが不思議だが、その辺の見解は。

答弁です。2週間で行った工事の内容、今後2週間に行う工事について、学校が動いている中の工事だったので、学校行事や子どもたちに迷惑がかからないようにということが先に立ち、補助事業についての話は出なかった。

質問です。設計を変更するときに一番詳しいのが設計業者だと思う。体育館の床には全く手をつけていないわけで、要件に外れると業者側が思わなかったか疑問に感じる。こちらから変更するとしたら、補助要件を満たしているのかという話があってもよかったのではないかと感じる。その辺の見解について伺う。

答弁です。設計業者に設計監理も委託していたわけだが、設計監理の中に補助事業の監理は含まれていなかった。由利本荘市、秋田市内の設計業者2社に、補助事業の監理は設計監理に含まれるか質問したところ、設計監理の中で補助事業監理はしていないということだった。補助事業の監理は教育委員会で行うべきだと思う。その中で、補助要件の数字、天井、床、壁の施工面積についてこちらで確認し、率をその都度出すべきだったと考えているという答弁でした。

以上、象潟小学校の大規模改修につきまして。

続いて、学校教育課です。

質問です。グローバルビジョンの授業で、講師の情報や招聘の仕方について、また、効果について伺う。

答弁です。講師は学校で選定している。県の国際交流協会で国際教養大学に人材紹介の依頼をしている。中校3年生の成績は、昨年に比べ県平均に近づいている。県のレベルに近いということです。県の平均は、国の中でも高いところにあります。近づいているが、学年ではばらつきがある。ばらつきをなくすため、教育研究所の教育指導員を派遣している。配置した2年前から比べると成績は上向いているという答弁でした。

生涯学習課です。

生涯学習課の象潟公民館、金浦公民館、仁賀保公民館。

質問です。事務報告書を見ると、事業量が非常に多い。事業の見直し、検討はしているのか。

答弁です。教育委員会では事務事業評価をしている。3公民館会議を月1回程度行い、事業の打ち合わせや見直し、予算のすり合わせなども行っている。また、社会教育委員には、毎年、生涯学習関係の事業を抽出して評価してもらって、その意見を反映している。

質問です。三つの公民館があるが、事業によっては旧町の地域を超えて参加している人がいると思うが、同じような機能がある公民館が3館必要なのか、公民館運営審議会で話題になったことはあるか。

答弁です。3地区の交流を深める目的を合同で行う事業もあります。公民館運営審議会で話題になったことはありません。

図書館です。

質問です。ブックスタート事業が行われていることは大変よいことだ。健康推進課と連携しているのか。ボランティアに報償費を支払っているが、その役目は。4ヵ月健診時に1回のみなのか。その後のアフターケアはやっているか。本の選定についてはどうしているか。

答弁です。平成22年に県で子育て支援などを対象にした交付金事業があり、にかほ市はブックスタート事業を対象として始めました。補助金は3年間だったのですが、今は市の単独事業として行っている。4ヵ月健診時に行うに当たっては、他の自治体を参考に健康推進課と連携している。健康推進課には、健診時にブックスタートを行うことをPRしてもらっている。本を渡すだけでなく、ボランティアから赤ちゃんと対面して読み聞かせを行い、読み聞かせのアドバイスもやっている。ボランティアのグループには謝礼として年間1万円の図書券を支出している。本の選定は、保育園やボランティアからのアドバイスの結果、「じゃあじゃあびりびり」、「いないいないばあ」の2冊にし

ているが、平成22年から行っているため、上の子がいてその2冊を持っている場合は、予備のために5冊持参して選択してもらっている。

質問です。例えば1歳、3歳の子どもに図書券を配付して、その年齢に合った本を買ってやってくださいと、そういう事業を行っている自治体もあるが。

答弁です。事業に対するアンケートでは、よかったというのがほとんどで、今後結果を踏まえ、絵本のプレゼントや図書券を配付する等の検討の余地はあると思う。

文化財保護課です。

質問です。委託料に天然記念物の倒木処理があるが、何十年も問題になっている鳥海まりもがある場所の倒木については、本件と同様に処理できないのか。

答弁です。国の天然記念物に指定されている獅子ヶ鼻湿原には倒木はあるが、小さな倒木は撤去処分しているが、大きな倒木に関しては重機が入れないため処理できない状況になっている。獅子ヶ鼻湿原は、植物、こけ、地質、全てが天然記念物であることから、重機が入った際には周辺を傷つけるため、経過観察としている。鳥海まりもにかかっている落ち葉についても、落ち葉の下にあるこけを傷つけないで除去する方法がないため、経過観察としている。

質問です。蚶満寺周辺も重機は使えないのか。

答弁です。蚶満寺周辺は天然記念物でも土台である地質が指定になっているため、その上に生えている松などの倒木処理は、地質に問題なければ可能です。

福祉課関係です。

質問です。にかほ市障がい者自立支援協議会があるが、障がいにも精神や身体等種類がある。行政は精神も身体も関係なく施策を打っているとの意見を聞いたことがあったが、協議会の中に分科会をつくることで、もっときめ細かいそれぞれの障がいに対応する施策を練れないのか。

答弁です。協議会の中には、現在、相談支援にかかわる生活部会と各サービス業者で構成される事業者部会が活動している。障がい種別により支援の仕方や利用するサービスが、障がい特性の違いで求めるものが違う。サービスにおいても重点を置くべきところが違うというのは指摘のとおりで、種別ごとの分科会の構成については、今後の課題としたいという答弁でした。

地域包括支援センターです。

質問です。介護保険制度の中でも総合事業は、改悪などではなく、むしろ支援の層や幅が増え、手厚くなった制度と考えますが、それでよいのか。

答弁です。介護制度の中での介護認定やその後認定結果に基づいてサービスを受ける体制は、何も変わらず、強化させているのは悪化防止と家族支援の部分で、むしろ制度としては手厚くなっている。軽度者に対する予算が介護予防給付から地域支援事業に移行しているという変化はあるが、事業としては充実していると考えます。

以上、審査の内容です。

それでは、議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての審査に当たっての附帯意見——失礼。「29年度」です。訂正します。（該当箇所訂正済み）

本定例会初日に代表監査委員からの決算審査報告において、象潟小学校大規模改修事業について、

市に財政負担を強いる結果となったのは遺憾であると意見が付されました。議会では、3月議会において、象潟小学校大規模改修工事の不適正事務に関し、業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議を議決しており、市当局は、改善、連携の手段を講じ、再発防止に努めているところです。当決算特別教育民生小委員会では、決算認定の審査に当たり、これらの経緯を踏まえ、この事業を中心とした審査となりました。

不認定の意見では、担当者には同情もするが、補助金等を最大限活用することは最重要の命題であり、市民の利益を損ね、市当局、監査委員及び議会も不適正とした事務が含まれていると決算の認定には賛成できないとの厳しい意見が付されました。

また、認定の意見では、不適切な事務執行については、改善の手段も講じ、職員は懲戒処分も受けている。必要な工事の前倒しと考えると、歳入差額はそのまま損失とはいえ、学校の統合に当たり必要な工事を行った結果の決算として認定してよとの意見も出されました。

当小委員会の今回の票決は、僅差で認定の結果ですが、市当局及び市職員には、今回の件を教訓にさらに事務事業に真摯に取り組み、今後の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てることを求めます。

決算特別教育民生小委員会。以上です。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） 去る9月7日、当委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての農林水産建設部、商工観光部、農業委員会に関する事項については、全員の賛成により認定と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

農林水産建設部建設課に関する事項です。

道路・橋梁新設改良費の委託費と工事請負費の不要額が大きくなった理由はとの問いに、委託料については、社会資本整備総合交付金で橋梁点検の委託をしており、そのうちJRにかかる部分の委託というのは、包括発注で市町村橋梁連絡協議会と契約しており、そちらでJRと契約をしております。JRの方で点検に取りかかる際、停電を伴う作業の場合、相当の経費がかかるとのことで、当初見込まれる経費の最大の形で契約しており、約1,260万円で契約しておりました。点検が終わりました年度末の3月の段階で780万円の減になっております。これは、停電作業が伴わなかったということで減額になっているのです。最終の補正にも間に合わず、不用額として処理しています。工事請負費については、木の根橋繰越工事が継続している段階で、平成28年度の予算残を変更増額の

財源として繰り越ししていたのですが、最終の変更の段階で見込んでいた変更増額とはならず、繰越財源のため補正減額もできなかったため、残った予算は全て不用額として処理しているとの答弁でした。

次に、農業委員会関係です。

農地利用最適化交付金の活動実績の活動内容、成果実績の実績の仕方についての質問には、活動内容とは、担い手への農地利用の集積化・集約化、遊休農地の発生防止、新規就農・新規参入の支援活動等に要した日数で、昨年度の実績は99日となっております。成果実績は、農地の担い手への集積面積及び遊休農地の解消面積の発生率に対して交付される交付金です。担い手への農地集積率と遊休農地の解消率に応じて評価点が割り振られており、その評価点を9で割った率に1万4,000円と委員の人数22人と12ヵ月を掛けて算出されております。平成29年度は評価点が7点でありました。その7点を9で割った0.777となり、それに1万4,000円と委員の人数22人と12ヵ月を掛けますと、287万4,666円と交付金額が算出され、それを委員の人数で割って報酬に上乘せして支給しておるとの答弁でした。

次に、商工観光部商工政策課です。

認証取得促進助成事業補助金の対象は、平成29年度は1件だけか。あらかじめ取り終えたということか、それともそのレベルまで達していないということかとの問いには、どちらかといえばそのレベルまで達していないと言える。航空産業や自動車産業につながなければ必要ないと考える企業もありますし、航空機産業にかかわるといっても下請、孫請の会社の手伝い程度では認証まで必要ないと考えている部分もあるのが実態ですが、これから期待しているとの答弁でした。

以上、報告申し上げます。

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これより議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第65号に対する討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての各小委員長の報告は、いずれも認定とするものであります。各小委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 起立多数です。したがって、議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定をいたしました。

これで一般会計決算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで一般会計決算特別委員会を閉会します。

午前10時53分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計決算特別委員会
委員長

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	齋藤光春	2 番	佐々木孝二
3 番	小川正文	4 番	伊東温子
5 番	齋藤聡	6 番	齋藤進
7 番	森鉄也	8 番	渋谷正敏
9 番	佐藤直哉	10 番	宮崎信一
11 番	佐藤治一	12 番	佐々木正勝
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	伊藤竹文	16 番	佐藤文昭
17 番	菊地衛	18 番	佐藤元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	班長兼副主幹	須田益巳
副主幹	阿部千春		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長	佐藤次博	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長 (地方創生政策監)	佐藤豊弘
教育次長	齋藤隆	ガス水道局長	小松幸一
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	佐々木善博
総務課長	佐々木俊孝	防災課長	加藤十二

総合政策課長	佐々木 俊 哉	まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁
商工政策課長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	池 田 智 成
会 計 課 長	渋 谷 憲 夫	選挙管理委員会事務局長	須 田 徹
教育総務課長	池 田 昭 一	文化財保護課長	齋 藤 一 樹
代表監査委員	須 藤 金 悦		

.....

午前10時53分 開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 引き続き、これから一般会計予算特別委員会を開会します。

ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） それでは、平成30年9月7日付で付託になりました下記事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）、全員の賛成で承認と決しております。

次に、議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について、総務部、企画財政部、消防本部、議会事務局、選挙管理委員会に関する事項について、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干御報告申し上げます。

企画調整部総合政策課関係でございます。

質問です。小出小学校改修事業について、工事内容は水道管の凍結の現状復帰と聞いていたのですが、それだけで2,100万の費用、市債が必要なのですか。工事内容をお聞きしたい。

答弁です。基本的には水道管の破裂に起因する改修になりますが、破裂により床やトイレが傷んだため内装工事も発生しております。さらに、水道管を体育館の方と切り分ける工事や、蛇口を全て切り回しすることによる配管のし直しもあるため、2,200万円の事業費となりました。

質問です。凍上災害道路復旧事業はどういった経緯で申請に至ったのですか。

答弁です。凍上災害道路復旧工事の申請については、担当課は建設課となりますが、凍上災がつくと国から3分の2の補助金がつきますので、かなり有利な事業となります。そういった経緯で申請したものと思われま。象潟長岡線を申請してはりましたが、その上にあります県道が最初に申請

に手を挙げております。結果、県からの情報提供により、県道と市道と一緒に申請することになったものです。

次に、企画調整部関係、まちづくり推進課でございます。

質問です。ゾーニング事業についてですが、現在、仁賀保高原には結構な数の風力発電が建っています。風力発電などの適正地について、にかほ市全体を3年かけて調査するということですか。

答弁です。現在、設置基準がありません。落雷の危険性、民家が近い、工場地などは不都合であります。環境省からモデル地としてにかほ市が選ばれました。利害関係者の意見が一致した場合に、建ててよいという場所を選定することになります。様々な法律、例えば鳥海国定公園の規則もかかってきて、道路の近くや送電線の近くも倒れた際に危険です。さらに生態関係も調査した上で情報を積み上げ、色分けしていき、にかほ市全体を網羅するマップを作成します。そして、将来風車などを設置したい業者には、それを参考にして計画していただくということになります。

質問です。風車を設置してよいゾーンを定めたり、マップを作成する事業をゾーニングと言うのですか。

答弁です。エリア分けをするのがゾーニング事業です。そのエリア分けに当たって、自然的条件、社会的条件があります。自然的条件とは、例えば渡り鳥のコースになっていて低空を飛んで風車に衝突しては困るとか、猛禽類が生息しているエリアなので自然破壊はできないとか、そういった情報を收拾して一つ一つ作成し重ね合わせ、何にも当てはまらない場所は建ててよいということになります。また、景観への考慮も必要になります。

質問です。ゾーニング事業で気になったのが、市が先行して取り組んでいる景観条例との兼ね合いも出てくると思いますが、その点はどうですか。

答弁です。景観条例とは大きくかかわってきます。景観条例は平成31年度制定予定で事業が進められていて、ゾーニングマップは平成32年度に作成と活用方法が完成となります。そのため、同時進行で進めていくところもあり、条例制定の後、ゾーニングマップの結果に影響を受けるところがあつた場合は、条例の改正も考えていく必要があります。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） 去る9月7日付託の下記事件につき、審査が終了しましたので報告いたします。

議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について。

審査の結果、賛成多数で可決といたしております。

審査の報告をいたします。

付託されました市民福祉部、教育委員会に関する事項についてです。

初めに、委員会質疑が出されておりますので御報告申し上げます。

佐藤治一委員から出されております。

議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について、10款1項2目15節工事請負費2,200万円について、以下、①から③を伺います。

①旧小出小学校改修工事の詳細について。②先の6月定例会の現場踏査（6月18日）で水道管破裂による現状復帰と聞いているが、事故に至った経緯について。③管理体制と再発防止、事故の責任についての質疑が出されておりました。

①小出小学校改修工事の詳細について。

答弁です。今年1月下旬の歴史的な寒波により、2階の理科室の水道の蛇口2ヵ所が破裂して2日冠水し続けました。2階理科室とパソコンルーム、1階の5教室とトイレが浸水しました。現状復旧の工事として、1階5教室の床改修工事、天井の塗装工事、照明器具・火災報知機の取り替え工事などです。これまで不具合であった老朽化した校舎・体育館の水道管の配管取り替え工事、屋内消火設備の改修工事、受変電設備の改修工事等、今年冬の雪で壊れた体育館のひさしの工事、利用業者決定により電気と水道を校舎と体育館別々に管理するためのメーターの設置工事も併せて行います。

②事故に至った経緯について。

1月27日の歴史的な寒波で2階理科室の蛇口が破裂し、水浸しとなった。当校は平成27年3月に閉校となったが、水道については校舎・体育館が一つのメーターで、体育館はスポ少でほぼ毎日利用され、メーター部分のバルブで水を止めることができなかった。校舎1階に2階の理科室への水を止めるバルブがあったが、閉校時点で機能しない状態で、バルブによる水抜きができなかった。

③管理体制と再発防止、事故の責任について。

管理体制については、校舎は利用事業者、体育館は教育委員会、スポーツ振興課の管理となります。再発防止については、メーター部分にバルブをつけ、バルブによる管理となります。事故の責任としては、閉校後2年間は水道管の凍結がなかったことから大丈夫との過信があり、教育委員会の管理体制にあったと考えます。以上です。

それに絡んだ質疑が出されております。

質問です。閉校した学校の設備についての点検や計画的な修繕をする体制をとる予定はないか。

答弁です。現在作業員による校舎の見回りを定期的実施しているが、定期的な設備等の点検について実施していない。利用業者が決定した段階で点検等を実施したいと考えているとの答弁です。

質問です。2日間流出した水量と金額は。

答弁です。水道の使用料は、通常と比較して230立方メートル、金額は4万円程度多くなっている。使用料に関しては、教育委員会で漏水の減免申請を行い還付されている。

質問です。自然災害とも言えるが、水抜きしてないことから発生した人災ではないかと市民から見られている。今後処分する予定はないか。——職員の処分についてです。

答弁です。冬期間の管理に至らなかった部分もあるが、自然災害であるので今のところ処分はさ

れていない。処分審査会も開いていない。

質問です。処分については、決まったマニュアルや管理体制があり、それに瑕疵があった際に処分の対象となると思うが、旧小出小学校の管理マニュアルはあるのか。

答弁です。廃校舎の管理マニュアルはない。

質問です。そうであれば処分には該当しないと思うがどうか。

答弁です。処分については、処分審査会を経て最終的に教育委員会で判断することなので、答弁を差し控えさせていただくと。水道管の破裂の原因は、歴史的寒波の襲来という自然的災害要因が大きいものと思っている。

生涯学習課です。

10款4項1目19節青年活動団体育成支援補助金8万円についてです。

質問です。この補助金は当初で2万円予算措置されているが、釜ヶ台から要求があったのか。

答弁です。要求があって措置したものではない。この補助金は、要綱で3種類の補助金に分けられていて、団体の設立に要する費用を助成する設立支援事業補助金、上限2万円。団体の事業にかかる費用を助成する事業支援補助金、3分の2補助で上限は10万円。市と協働で実施する事業にかかる費用を助成する協働事業補助金、3分の2補助で上限10万円で、当初予算措置したのは設立支援事業補助金2万円で、特定の団体を想定したものではない。相談のあった釜ヶ台は既存の団体だったため、事業支援補助金に該当したため、不足分8万円を補正予算した。

子育て長寿支援課。

3款2項1目19節病児保育事業補助金、病後児対応型399万6,000円。

質問です。病後児保育施設設置のスケジュールについて伺う。

答弁です。仁賀保地区のつぼみ保育園に設置の予定で、園児数の減少で従来の保育室を病後児用に転用するための改修、備品の購入、風除室の設置等を進めている。つぼみ保育園を運営している社会福祉法人仁賀保保育会で理事会が開かれ、その後改修工事を行い、平成31年4月1日に開設を目指すということでした。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。1番齋藤光春委員。

●1番（齋藤光春君） 私の聞き違いかもしれませんが教えてください。

漏水したということで、小出小学校の方の改修しなければいけないということについてちょっとお聞きします。

理科室から漏れた水ですね、そのときに閉校時点で既にバルブが機能してなかったということは、その使ってた時点で、閉校する前もそれを管理されてなかったってということなんで、点検されてなかったってことなんでしょうか。

●教育民生小委員長（伊東温子君） 教育総務の方からは、先ほど申しあげましたように、閉校時にはバルブが動かなかったというふうに聞いております。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） はい、1番。

●1番（齋藤光春君） そうすれば、これが自然災害っておっしゃってますけども、以前から学校管理っていうのは必ず点検して歩いてるはずですので、それを怠ってたってことは、これは自然災害じゃなくて人的な災害って、人的なミスっていうことってことじゃないでしょうか。

●教育民生小委員長（伊東温子君） 私たちもその件に関しては質問もいたしております。これからもそういう点検は必要なんではないかということでお話してはいますが、業者が決まったということで——利用業者が決まったということで、そちらの方、教育財産から普通財産に直して、そして業者との協議でいろいろ話し合うということになっています。よろしいでしょうか。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） はい、1番。

●1番（齋藤光春君） 私言ってるのは、これは何ていうか、終わってしまったからどうこうではなくて、これは以前からやるべきことをやってなかったって結果ですよ。違いますか。普通であれば、どこの会社であれ学校であれ、必ず点検しますよ。そのために技師さんたちもいらっしゃるわけですから。そこをずっとやられてなかった。長年、これバルブが動かなくなるということは大変なことなんじゃないかと思っておりますので、こういう予算に対してですね一般に回すとか回さないって問題ではないと思っておりますが、いかがですか。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 暫時休憩します。

午前11時16分 休 憩

午前11時17分 再 開

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
委員長。

●教育民生小委員長（伊東温子君） 人的災害よりも自然災害の要因の方が強いという、当局の方の見解でした。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） 去る9月7日、当委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）は、全員の賛成で承認としております。

議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）中、農林水産建設部、商工観光部に関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）では、観光総務費の特別旅費の内容についてと、どのような効果があらわれているかとの質問には、3泊4日の行程で、1日目は移動日、2日目は高雄市で市の観光者と情報交換をし、夕方には市長、副市長が、台湾の方の主催で観光旅行業など経済交流に精通している方々との交流に参加しています。3日目は、参加自治体が3班に分かれ、旅行エージェントを訪問し、市長、副市長自らが自分たちの自治体をPRしています。午後は、市長、副市長が台湾の航空会社を訪問しております。その日、台湾のデパート「SOGO」で秋田の物産展を開催しており、そちらを視察しております。本市からは三浦米太郎商店さんが出店しております。夕方には台湾の旅行会社60社を招いて交流懇談会を開催し、市長、副市長がステージで各自治体のPRをしています。4日目は移動日という答弁でした。また、この事業は秋田県主催としてここ数年続いているもので、本市では2年前に一度参加しており、効果については継続した結果として今後あらわれるものと思っているとの答弁でした。

議案第73号では、農林水産部建設課に関する事項で、長岡線以外にも対象になった道路はあるかとの質問に、市道としては象潟長岡線のみで、県道は長岡線の終点のところの交差点の上郷仁賀保線、象潟矢島線、小出金浦線の3路線を県の方で工事を行うことになっています。今回凍上災対象の気象条件になった秋田県では、にかほ市のみが対象になりましたとの答弁でした。

同じく議案第73号、商工観光部商工政策課に関する事項では、商工振興費の産業振興及び交流人口増加に向けたモデル構想調査委託料に関連して、産業振興及び交流人口増加に向けたモデル構想調査事業について、新規事業ですが、市政報告にありませんでした。さが藻類バイオマス協議会というところはどのようなことをやっているところですかとの質問では、今回はまだ事業の設計段階の手前の基礎調査の段階ということもあり、載せる必要はないと考えておりました。佐賀で、のりの養殖から派生したバイオマスとなっております。行政は税制面の制度設計は得意な部分であります。研究開発といったノウハウはないため、まずはフレームワークが形づくられたところへ行ってみてはよいのではないかとということで挙げているものです。バイオマスをコピーしてにかほ市でやるということではなく、そこに携わる企業との枠組みづくりを見に行こうというものです。スペシャリストの方の委託を想定しており、その方の照会ということもあります。農林水産課の先進地視察と同一の事業ではないという答弁でした。

平成24年から平成26年度の新産業創出プロジェクト等を実施して、いろいろな課題が出ています。それらの課題を踏まえてのこの事業ですかとの質問には、さが藻類バイオマス協議会の仕組みについては、協議会も発足間もないこともあり、大きな軌道に乗ったものではないと思います。日本の名だたる大企業もこの協議会に加わって一緒に活動しているもので、どういう形の連携をしているのか、地元の企業や団体、市民がどのようにかかわっているのか、実績も含めて仕組みそのものを学びに行きたいと考えております。過去3カ年の事業の実績があり、そこからの考察というものも出てくるわけですが、それを踏まえての単なる継続事業ではなく、過去の反省も含めて事業の課題等を抽出して構築していければと考えていますという答弁でした。

フレッシュワーク奨励金と雇用促進助成金の違いについての質問には、フレッシュワーク奨励金は個人への給付で、市民なら市外へ通っても奨励金の対象になります。障がい者でも要件を満たせば対象になります。雇用促進助成金は、対象となる企業の雇用に対して支援するもので、対象はにかほ市内の企業となっているとの答弁でした。

以上、報告申し上げます。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第61号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第61号に対する討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）の各小委員長の報告は承認です。議案第61号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第61号は各小委員長の報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第73号に対する討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての各小委員長の報告は可決です。議案第73号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立多数です。したがって、議案第73号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前11時30分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時39分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）及び日程第2、議案第64号にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第17、議案第79号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの議案17件、日程第18、陳情第8号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書から日程第21、陳情第11号陳情 食料の安全・安心をはかるために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要でますまでの陳情4件、計21件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計決算特別委員長並びに一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤竹文君） 平成30年9月7日付託の下記事件につき、審査を終わっておりますので御報告いたします。

議案第64号にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

続いて、陳情第10号消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書、これについては賛成少数で不採択と決しております。

審査の内容について一部御報告申し上げます。

質問です。地方活力向上地域とは具体的にはどのような地域ですか。

答弁です。地方活力向上地域とは、産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域にあって政令で定めるもの以外地域であり、かつ地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域を指しております。

質問です。条例の改正点について確認です。「認定地方活力向上地域」が「認定地方活力向上地域等」という文言に変更されたということによろしいですか。

答弁です。そのとおりです。「準地方活力向上地域」という地域が新たに定められたため、文言を「等」というふうに変更しました。

陳情第10号については、特に質疑ございませんでした。

以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

す。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊東温子君） 去る9月7日に付託の下記事件につき、審査を終わったので報告いたします。

議案第66号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定については、全員の賛成で認定しております。

議案第67号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、全員の賛成で認定と決めます。

議案第68号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、全員の賛成で認定をしております。

議案第74号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）について、これも全員の賛成で可決と決しております。

議案第75号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について、全員の賛成で可決としています。

陳情第8号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書、これにつきましても全員の賛成で採択と決しております。

審査の内容を多少報告させていただきます。

議案第66号についての質疑です。国保については、にかほ市最後の決算を終えて県に移行した現状の段階でも、国保税の動向としては医療費が大きいため、倍ももらわなければいけない状況であるとの説明を受けたが、担当としては、国保税の徴収のあり方、伸び率の見通しをどう見ているか。

答弁です。県から事業費納付金という納付金を求められ、それに見合った税率改正を組んだ。事業納付金の状況については、初年度ということで激変緩和措置を受けた中での納付金を求められている状況で、この措置は今後6年間続く予定です。事業納付金を算定する際に医療費指数と所得指数が加味され、いずれもにかほ市は高い水準で激変緩和が終了すると、今まで以上の事業費納付金を求められると予想される。この金額については、現在は不透明だが、金額を示された時点で税率改修を検討しなければならないと考える。

質問です。急に上げるわけにはいかないのですが、6年間の間に徐々に上げる必要があるのではないかと。

答弁です。今の段階で幾ら上げるという算定はできない。市民の皆様に迷惑がかからないよう節約に努めていくが、今後の納付金と照らし合わせながら、いずれ上がるにしろ下がるにしろ、税率改正のお願いは発生すると思うとの答弁でした。以上です。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木春男君） 去る9月7日、当委員会に付託になりました事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

議案第69号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員の賛成により認定と決しております。

議案第70号平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員の賛成で認定と決しています。

議案第71号平成29年度にかほ市ガス事業会計決算認定については、全員の賛成で認定と決しています。

議案第72号平成29年度にかほ市水道事業会計決算認定については、全員の賛成で認定と決しております。

議案第76号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第77号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第78号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第79号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）については、全員の賛成で可決と決しております。

陳情第9号象潟川に沿った市道前川線の防護柵を砂田まで延長設置を求める陳情書は、全員の反対で不採択と決しています。

陳情第11号陳情 食糧の安全・安心をはかるために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要では、全員の反対で不採択と決しています。

審査の内容を若干報告申し上げます。

議案第69号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、地方債の残高と償還計画についての質問には、地方債の残高は102億2,280万6,000円残っており、下水道事業債については償還期間30年となっており、資本費平準化債を借りて償還しております。資本費平準化債の償還期間は20年となっておりますので、実質50年かけて償還しておるとの答弁でした。

議案第70号平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、農集排を公共下水道につなぐ計画があったが、どうなっているのかの質問に、平成32年度に杉山地区を公共下水道に接続する計画で、平成42年度をもって仁賀保地区にあります農集排の処理場は全て公共下水道へ接続する予定です。金浦地区に唯一ある大竹処理場に関しても、平成39年度に公共下水道へ接続、象潟地区におきましては、西中野沢と上浜中央は改築・修繕で対応しまして、その他については平成41年度に公共下水道へ接続予定となっております。釜ヶ台、冬師、水沢、下坂、上坂処理場については、改築・修繕を繰り返すという計画ですが、補助事業でしたので、統合後の利用

方法ですと補助金返還を伴うなどもプランとして考えていかなければなりませんので、あくまで担当課で現在考えている計画ということで御理解いただきたいとの答弁でした。

議案第71号平成29年度にかほ市ガス事業会計決算認定については、今のガス事業では民営化は難しいと思うが、現在の状況、あるいは今後の見通しについての質問に、1次募集ということで8月20日から9月19日までの約1ヵ月間公募しております。その後、選定委員会を経て、第2次募集を行い、それから譲渡先を決定し、平成32年4月1日で民営化に移行する作業を進めている状況ですとの答弁でした。

議案第72号平成29年度にかほ市水道事業会計決算認定については、石綿セメント管更新工事は、本郷地区だけでなく、平成32年度で完了ということなのかの質問に、平成32年度でにかほ市全域を終了する予定です。予定数量は1.9キロメートルとなっている。

それから、剰余金2億1,400万円出ているが、その使い方はの質問には、石綿セメント管更新工事関係、企業債の償還等があり、簡易水道も二、三年後には企業債の償還が始まりますので、そういうところに剰余金を補填する形になると思います。

企業債の中で簡易水道分の残高は幾らですかという質問には、10億2,076万5,921円が未償還として残っているとの答弁でした。

議案第76号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑ありませんでした。

議案第77号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、釜ヶ台中継ポンプ以外の状況はどうかの質問には、今回維持管理業者がかわったのは釜ヶ台地区、冬師地区、伊勢居地地区、小規模排水処理地区で、警報の通報先の変更ができなかったのは釜ヶ台地区だけでした。他のポンプ場は異常ありませんでしたとの答弁でした。

議案第78号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）については、サンデーターミナル（メーター検針用ハンディ機器）の更新は何年で対象になるのか、全部で何台あるのかの質問には、何年でということはないが、現在使用しているものは古くなって不具合も時々起こるので、計画的に更新していくということで今回は5台分補正計上しております。地区別ですと22地区ありますが、2地区を1人で検針しているところもありますので、21台ですとの答弁でした。

議案第79号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）については、質疑はありませんでした。

陳情第9号象潟川に沿った市道前川線の防護柵を砂田まで延長設置を求める陳情書では、「防護柵が完全に前川線全区に設置されなかったのは、市が執り行った瑕疵ある工事として法に抵触する可能性がある事由であります」とありますが、どのような瑕疵があったのか。また、「可能性のある事由」というあいまいな言い方をしており、陳情書としては非常にわかりにくい文面だという意見もあり、そして道路管理者の担当課としては、未設置区間の路肩は広く直線であるし、今後舗装整備、圍場整備予定区域となっているとのことで、そのとき改めて安全対策については協議されるものではありません。しかし、当面の間は、安全のため、デリネーター及び外側線の設置で対応するという方向で当局は考えているとのことでしたので、本件は不採択と決しております。

それから、陳情第11号陳情 食料の安全・安心をはかるために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要であるについては、現在のこの検査体制では1等、2等の格付が必要である。よい米をつくるにはカメムシの殺虫のための薬剤は必要なものである。産地間競争により、こしひかり岩船産が品質管理がよくないためにランクが落ちた。よりよい米をつくと頑張っている農家は、ブランド化を一生懸命にやっている。等級制は必要なものではないのだろうか。国や県の動向も見ながら検討すべきではないか。今変えられるものではないとの意見で、全員の不採択と決しております。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

申し上げます。予算特別委員長への質疑までを続行しますので、もう少々時間を延ばしたいと思います。

次に、一般会計決算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計決算特別委員長。

【一般会計決算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計決算特別委員長（小川正文君） 一般会計決算特別委員会に平成30年9月7日に付託になりました、議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数により認定と決しております。

なお、一般会計決算特別教育民生小委員会から、小委員長の報告の際に附帯意見が付されておりますので申し添えておきます。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計決算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計決算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に平成30年9月7日に付託になりました、議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）及び議案第73号 平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認につい

て（専決第11号）は、全員の賛成により承認と決しております。

また、議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）については、賛成多数により可決と決しております。

以上で報告を終わります。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は1時15分といたします。

午後0時07分 休 憩

午後1時11分 再 開

●議長（佐藤元君） 若干時間前ですが、休憩前に引き続き再開します。

これから討論・採決を行います。

初めに、議案第61号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第61号の討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第64号にかほ市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第64号の討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。9番佐藤直哉議員。

【9番（佐藤直哉君）登壇】

●9番（佐藤直哉君） 私は、議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について、反対する立場から発言を行います。

反対の主な理由は、歳出10款2項1目15節に関し、象潟小学校大規模改修工事について、不適正な事務執行によって国庫補助金を予定どおりに受給することができなかつたことであります。これにつきましては、既に検証がなされ、経緯等の説明も行われ、限られた期間に限られた人員で処理しなければならなかつたなど、苦しい状況にあった担当者はじめ処分者には、いささか惻隱の情も禁じ得ないところでもあります。しかしながら本市の財政は、国や県の補助金・交付金がなければ成り立たないものでありますことは今さらに言うまでもなく、補助金や交付金を最大限最高レベルの内容で市民のために活用することは、いついかなるときも行政当局はもとより我々議会にとりましても常に最重要の命題であることに違いはありません。ゆえに、かかる不適正な事務執行によって本来は受給されるはずの約3,200万円が受給されず、結果、負担するはずのない分まで自主財源を充てなければならなくなつたことは、市民にとりましてはベストとは言えず、百歩譲つてもベターでもなく、市民の利益を損ねてしまつたものであり、校舎がきれいになつて児童も保護者もみんな喜んでいふというような話とは全く別の次元であつて、論点のすりかへは許されなかつた問題であります。この問題につきましては、既に当局においては担当者及び監督者への処分が下され、監査委員においては審査意見書に遺憾の意が示されました。特に当議会では、3月定例会において、象潟小学校大規模改修工事の不適正事務に関し、業務改善と組織の横断的な連携強化を求める決議の中でも遺憾の旨を明らかにして全会一致で可決されるなど、それぞれの立場においても不適正との認識で一致しているものであります。よつて、当議会において、その不適正な事務執行の結果を含む当該決算を認定することは、さきの決議とも著しく一貫性を欠くことともなり、たとえ4月の議会選挙を経ていふとしても、市民においては到底容認されるものではないものと考えます。

ここをもちまして、この決算認定には反対の意を表明し、皆様の賛同をお願いして討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。14番佐々木敏春議員。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） それでは、議案第65号平成29年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場から討論を行います。

国の補助事業として実施された象潟小学校大規模改修事業において、不適正な事務執行により補助金を受給することができず、市に財政負担を強いる結果となつたのは遺憾であると、本定例会に代表監査委員から審査結果の報告がなされております。本議会におきまして決算認定を決するにあたり、このことについての問題点を整理し、それとともに決算にどのような影響を及ぼしたかについて考えてみたいと思います。

今回の問題は、国に対する補助事業の申請に用いられた事業計画と実際の工事発注となる実施設計とにおいて、補助金交付要件の整合性がとれらなかつたことに起因したものであると考えます。

原因は、担当職員が補助金交付要件を失念したことによる事務執行上のミスとして、関係職員の処分と再発防止の徹底など各種措置が本年3月に講じられています。この国に補助申請のために提出した事業計画書は、平成29年度における事業実施を確保するためとして、平成28年6月に急きょ予備調査により補助金の交付要件を満たすべく作成された概算設計に基づいています。言うなれば、国に対し、事業枠を確保するためにつくられた見込み暫定的な計画であります。一方、担当のミスにより補助要件を満たすことのできなかつたとされる実施設計は、実際の工事発注を想定し、学校や保護者との協議を踏まえて本格調査に基づくものであります。言うなれば、実際必要とされる工事を取りまとめた事業計画書と言えます。それを示すものとして、教育委員会に関する事務の点検評価報告書では、事業の有効性について学校側に聞き取り調査したところ、教育環境が多数改善されており、児童・先生に好評を得ているとしています。このことから言えることは、学校側にとってどんなに必要な度の高いものであっても、補助の対象にならない場合もあるということであり、補助の対象となる事業の全てが現場において必要とされる事業とは限らないということであります。補助金は実施した対象事業に支給されるものであります。補助金がつくからといって必要とされない事業を負担を伴いながら行うことは、実際ではあり得ない話だと考えます。今回の場合、学校や保護者が必要とする工事として実施設計がまとめられましたが、その際、補助対象となる事業を精査し、適正な補助金の額が算出され、それをもって予算計上されるべきものでありましたが、実際は概算上の補助金が計上されたことにより混乱が生じたものと考えます。

結論となりますが、今回の場合、当初の概算設計とは当然ながら異なるものの、必要とされる事業は確実に行われており、それに見合った応分の補助を受けたものと考えます。概算設計でうたわれた補助金額が受けられないことにより、不要な財政負担を生じさせたとは当たらないとも考えられます。よって、このたびの学校統合による大規模改修事業の事業実績効果は大きく、補助金申請をはじめとした事務執行にはミスがあったものの、これが決算の結果を大きく左右する要素とは言えず、不要な混乱を惹起させない観点からも決算を認定すべきと考えるものであります。

最後に、担当及び関係職員は、不適正な事務執行についての処分を受けるとともに、再発防止に向けた全庁的な取り組みも徹底されているところであります。今回の件を調べるにあたり感じられたことがあります。それは、今回の大規模改修事業の実施が、小学校の統合に伴う各種統廃合事務と時期を同じくしている点であります。当時現場はどのような状況だったのか、聞き取り等がなされておらず、うかがい知ることができませんが、職員に過重な負担が及んでいなかったのかどうか、業務にあたる職員にそういうような観点からプロジェクトを立ち上げるなど、横断的で柔軟な取り組みについても今後は考慮する必要があると申し上げ、私の賛成の討論を終わります。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第65号の討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第66号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第66号の討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第67号平成29年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第67号の討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第68号平成29年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第68号の討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定するものです。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第69号平成29年度にかほ市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第69号の討論を終わります。
これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第70号平成29年度にかほ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第70号の討論を終わります。
これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第71号平成29年度にかほ市ガス事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第71号の討論を終わります。
これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第72号平成29年度にかほ市水道事業会計決算認定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第72号の討論を終わります。
これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。
初めに、原案に反対者の発言を許します。11番佐藤治一議員。

【11番（佐藤治一君）登壇】

●11番（佐藤治一君） それでは私から、議案第73号平成30年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）について、反対の討論をさせていただきます。

私は、この議案の中で、10款1項2目15節工事請負費2,200万円、旧小出小学校改修工事についての説明で、水道管の凍結と破裂による漏水事故の現状復帰にかかる工事と聞きました。なぜ現状復帰に2,200万もの大金がかかるのかという疑問もあり、教育民生常任委員会に委員会質疑通告を提出いたしました。内容については、教育民生委員長の報告のとおりでありますから省略させていただきます。この委員会質疑の中から言えることは、私の反対意見として四つございます。

一つ目は、二度にわたる歴史的寒波による自然災害であり、人為的なものではないとの当局の認識ですが、閉校した時点でバルブが機能しない状態がわかっていながら、そのまま放置していたことによる私は人災だと考えます。バルブを修理または交換していれば、いかに歴史的寒波であれ、自然災害は起こらなかったはずです。

二つ目です。普通であれば管理マニュアルはあってしかるべきです。統合時、院内小学校の職員室に院内・小出の職員が入りきれなかったという事実をある市民から聞きました。この当時、統合という問題でいろいろ忙しい状況であったとは推察できます。受け入れ側の諸問題もあり、廃校舎の管理マニュアルまで考えが及ばなかったのではないかと推察いたします。それが3年近くにわたり無管理状態になってしまった原因であり、統合に関して当局の詰め甘さが根底にあったのではないかと考えております。

三つ目です。「廃校舎の管理マニュアルはありません」と答弁しておりますが、遊休施設であろうと利活用も考えている施設を3年近くにわたり管理マニュアルもつくらなかったのは、市の大事な財産であるという意識が低いんじゃないでしょうかということです。

四つ目です。今回の漏水事故により、復旧工事に費やす約2,200万円は市債であり、人為的な過失により市民の借金を増やしたことになるのではないのでしょうか。

最後に五つ目ですけれども、約2,200万円という金額は大金です。漏水事故の復旧工事に約2,200万もかかったのです。管理マニュアルがあれば防げた事故です。約2,200万円の支出はなかったのです。自分のお金でないという金銭感覚のずれを成じざるを得ません。

以上のことから、私は議案第73号に反対といたします。

最後に、この事故から復旧工事に支出される約2,200万は、多くの市民が不本意な支出と感じています。この事故の原因が人為的な過失が大きいことを認識され、市民に丁寧な説明を行い、反省の姿勢を示すことが行政の責任であると考えます。私は、議員と市民の関係は、市民がいるものとの基本姿勢で活動しております。10名もの新人議員を議会に送ってくださった市民の期待に少しでもこたえることが、我々の使命であると考えております。市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、当局の市政運営状況を監視することも大事なことであると考えています。議員の方々の良識ある判断を期待しております。

以上で私の反対討論を終わります。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議案第73号の討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第74号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第74号の討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号平成30年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第75号の討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号平成30年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第76号の討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号平成30年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第77号の討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号平成30年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第78号の討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第79号平成30年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第79号の討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、陳情第8号臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第8号の討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号象潟川に沿った市道前川線の防護柵を砂田まで延長設置を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第9号の討論を終わります。
暫時休憩します。

午後1時48分 休 憩

午後1時49分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

これから陳情第9号を採決します。もう一度申し上げます。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立なしです。したがって、陳情第9号は、不採択することに決定しました。
次に、陳情第10号消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書の討論を行います。
初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 私は、陳情第10号消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書に賛成の立場から発言します。

大企業や富裕層が儲ければ、それが滴り落ちて国民全体が豊かになるということで、これまで異次元金融緩和による円安株高誘導、大型公共事業の拡大、大企業への連続減税、公的年金や日銀の資金を使った株価つり上げなど、大企業と富裕層のもうけを増やす政策でした。その一方で、国民には消費税増税をはじめ社会保障の連続改悪を押しつけてきました。この結果、所得の面でも資産の面でも経済的な格差と貧困が大きく拡大されてきました。私たち市民の暮らしに当てはめてみれば、年金は削減、医療・介護など社会保障費は負担増、実質賃金の連続低下と、暮らしは大変厳しいものとなっています。安倍首相は、消費税10%にすれば保育料を無料にしていますが、そもそも消費税は所得の低い人ほど負担が重いことから、福祉の財源には最もふさわしくない税制です。今必要なことは、消費税の増税ではなく、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正し、軍事費や不要不急の大型公共事業への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興を優先に税金

を使い、内需主導で家計を温める経済政策です。住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税の中止を求めるという願意は妥当と考えます。よって、採択に賛成の意を表明し、討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで陳情第10号の討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、陳情第10号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第11号陳情 食料の安全・安心をはかるために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要ですので討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第11号の討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立ゼロです。したがって、陳情第11号は、不採択とすることに決定しました。

日程第22、議提第10号臓器移植の環境整備を求める意見書を議題とします。

議提第10号について4番伊東温子議員の説明を求めます。4番。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） 議提第10号臓器移植の環境整備を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年9月18日。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じくにかほ市議会議員佐藤直哉、にかほ市議会議員宮崎信一、同じくにかほ市議会議員菊地衛、同じくにかほ市議会議員佐々木敏春。

意見書提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てとなります。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議提第10号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第10号についての質疑を終わります。

次に、議提第10号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第10号の討論を終わります。

次に、議提第10号臓器移植の環境整備を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第10号臓器移植の環境整備を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣の日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただくことにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第24、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第5回にかほ市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時00分 閉 会

